■町有施設解体事業　6,396万円
（地方債：6,150万円）

町が所有する老朽化等の施設を解体します。

＜解体施設＞旧幌北小学校、旧公営住宅　など

○情報・通信体系の充実

■情報通信基盤施設管理運営・整備　443万円
（光ファイバ芯線貸付料：176万円）

離島地区と市街地区等との情報通信格差の解消を図るために平成22年に整備した離島地区の情報通信基盤施設の管理運営および整備にかかる費用

■まちづくり応援寄付金推進事業　2,335万円
（まちづくり応援基金：2,335万円）

寄付者をはじめ全国に向けて本町をＰＲするとともに、本町を訪問するきっかけとなるように、寄付者に対して特産品等の返礼品を贈呈するほか、本町ふるさと納税のＰＲを行います。

〈主な返礼品〉
甘エビ、水産加工品、オロロン米、特急はぼろ号・フェリー往復券　など

○広域行政の推進

■留萌中北部連携モデル事業　483万円
（道費：480万円）

留萌管内苫前町以北の5町村で、各地域での課題である、広域観光の推進、移住定住対策、課題解決のための職員研修などを行います。

第３章　安心で魅力的な田舎暮らしができるまち

【第一次産業の安定した経営・生産基盤の確立のための取り組みを支援します】

○農業の振興

■農業基盤の整備への補助　2,350万円
（地方債：2,350万円）

生産力の向上や農業経営の安定化のために土地改良区が実施する農業基盤(用排水・区画等)の整備費用の一部を補助します。

■中山間地域等直接支払交付金　8,534万円
（道費：6,401万円）

中山間地域等は耕作に不利な地域であることから、農業者で形成する集落に交付金を交付し、担い手の減少・耕作放棄地の増加等を解消します。

■経営所得安定対策直接支払の推進活動への補助　500万円
（道費：500万円）

販売価格が生産費よりも恒常的に下回っている作物を対象に、差額分を補てんすることで農業経営の安定化と生産力の確保を図るための活動に対し補助します。

■農業経営維持対策への補助　53万円

鳥獣被害防止のため、電牧柵の追加導入及び更新経費の一部経費を助成し、耕作面積の維持及び農業所得の向上を目的に補助します。

■農業後継者への補助　185万円
（地方債：180万円）

農家の後継者対策として農地購入または賃借にかかる費用の一部を補助します。

■農業経営基盤強化資金の利子助成　21万円
（道費：10万円）

農協が農業者に貸付した農業経営基盤強化資金の未償還貸付残高の利子相当分を助成します。

■農業水利施設の維持管理　2,181万円
（道費：1,405万円）

羽幌二股ダムや、国が建設した羽幌ダム、頭首工、揚水機場、用水路の施設点検整備を委託により行います。

・ダム管理委託、設備点検等

■水稲病害虫予防防除への補助　4万円

町有地での病害虫発生を予防し、周辺農地への被害防止を図るため、除草剤などの散布に係る経費を補助します。

■農業、農村の多面的機能の維持、発揮を図る地域活動への支援　2,875万円
（道費：2,204万円）

地域の人々が協力して行う農道や用排水路などの施設修繕、農村風景の美化など環境に配慮した作物生産に対して交付金を交付します。

■有害鳥獣の駆除対策　199万円

農作物などの被害防止のため、エゾシカなどの有害鳥獣の駆除を実施します。
また、ハンター育成のため狩猟免許取得にかかる経費の一部を補助します。

○林業の振興

■町有林の管理・整備　781万円
（道費：388万円）

災害の未然防止や、さらに良質な木材を生産するため計画的な除間伐等を行うほか、林道の整備を行い、町有林を適切に維持管理します。

〈間伐面積〉　20.76ヘクタール
〈林道草刈〉　L=4,028m

■天売地区共生保安林の管理　103万円

天売地区の保安林を良好な状態に保つための維持管理を行います。

・ノゴマ館のトイレ清掃
・遊歩道周辺の草刈りを実施

■民有林除間伐奨励の補助　100万円

地域森林の振興を図るため、民有林の除間伐経費に対し1ヘクタールあたり10,000円を補助し、森林所有者の自己負担を軽減します。

■未来につなぐ森づくり推進事業補助　422万円
（道費：259万円）

人工造林を行う森林所有者に対し、費用の一部を補助し、負担軽減を図ります。

■留萌中部森林組合への補助　150万円

民有林の適切な整備、森林所有者への造林指導など留萌中部森林組合の活動に対し、その経費の一部を補助します。

○畜産業の振興

■中留萌酪農ヘルパー利用組合への補助　70万円

酪農ヘルパー制度を活用し、酪農家が計画的に休日が取れるための事業に対し、補助します。
苫前町、羽幌町、初山別村3町村共同による事業です。

■乳牛検定への補助　30万円

乳牛検定（牛群及び個体牛の乳質・乳量を調査）を支援し、各生産農家の優良牛群の確保と経営安定を目指します。

■めん羊飼養者育成事業　227万円

焼尻めん羊牧場において、将来、めん羊の飼養を考えている学生を対象に体験学習の場を提供し、また、その費用の一部を負担します。

■焼尻めん羊牧場の管理運営　2,768万円
（地方債：370万円・まちづくり応援基金：275万円）

必要な資材及び運営経費を算出し、町営焼尻めん羊牧場の円滑な運営を図ります。

○水産業の振興

■漁業新規就業者への補助　125万円

漁業後継者等を育成するため免許取得などにかかる費用の一部を補助します。

【対象経費】
・短期技術取得（小型船舶操縦士、無線技士、潜水士）
・漁船買取、建造
・漁業機器等の購入

■離島漁業再生支援交付金　1,286万円
（道費：972万円）

離島漁業の再生を図るため、ウニ人工種苗放流などを行う漁業集落に対し支援を行います。

■トド・オットセイ被害への対策　222万円

トドなどによる刺し網被害が発生していることから、漁協が被害を受けた漁業者に貸与する刺し網購入費用に対して助成します。

■漁業近代化資金利子補給事業　190万円

漁業近代化資金助成法に基づき、漁業者に資金を貸付けする融資機関に対し、利子補給金を交付します。

■外国人技能実習生受入れに助成　90万円

町内の漁業従事者の確保、漁業振興を図るため、1年以上継続して外国人実習生を受入れを行う事業主または団体へ、受入れに要する費用の一部を助成します。

【助成内容】
・外国人実習生1人につき30万円を助成します（同一人一回限り）。雇用後、30日以内に申請し、1年以上雇用を確認した後に助成金を支給します。

○畜産業・水産業の振興

■離島のめん羊や魚介類の海上輸送費への補助　358万円
（国費：180万円）

離島の畜産業・水産業の振興を目的にめん羊や魚介類を島外に、その原材料等を島に海上輸送する費用の支援をします。羽幌町離島産業活性化協議会に対し、その費用にかかる一部を補助します。

【市街地の活性化と、地域資源を活用したPRを図ります】

○商工業の振興

■羽幌町商工会への補助　1,887万円

小規模事業者の経営改善を支援する経営改善普及事業に係る人件費や事務経費の一部を補助します。また、商工会が取り組む地域振興のための事業の一部を補助します。

〈主な内容〉
・経営改善普及事業（人件費、事務経費）
・地域振興事業（ワンコイン商店街事業等）

■ハートタウンはぼろ管理運営　3,863万円

中心市街地の活性化や地域のにぎわい創出のため、ハートタウンはぼろを運営管理します。

・施設管理費　3,581万円
・施設補修費　282万円
（非常用発電設備修繕・屋上雨漏り補修　など）

■商工会青年部への補助　53万円

地域活性化を目的に実施している商工会青年部主催の「ふるさと大盆踊り大会」や「綱引き大会」経費の一部を補助します。

■中小企業等への各種補助　500万円

羽幌町で新たに事業を始める企業や既に事業を営んでいる企業を対象に各種助成を行います。

【補助内容】
・事業場等の立地(新設・増設)に対する助成
・事業を営んでいない個人の創業に対する補助
・空き店舗の活用に対する補助
・離島観光事業者が行う設備改修等に対する補助
・新商品、新サービスの開発に対する補助など

■中小企業特別融資制度資金利子補給事業　366万円

中小企業特別融資制度利用者に対し、利子の一部を助成します。

■人材育成支援事業　40万円

中小企業者等が新たな事業展開を行うため、専門知識の習得や技術向上に必要な講習等への参加経費を補助します。

【補助対象者】以下のすべてを満たしていること
・町内に6カ月以上在住し、営業している中小企業者等
・町税の滞納がない者
【補助要件】
専門知識の習得や技術を向上するための講習、資格取得等に関する対象経費※の総額が5万円以上の場合※資料代、受講料、認定料、旅費など
【補助金額】
補助対象経費の1/2(1件につき限度額10万円)
【注意事項】
・資格は、国または民間団体の認定のものに限ります。
・補助金交付は年度内1回を限度とします。
・上位資格の取得も対象とします。(既存資格更新の場合は不可)
・資格取得や講習会等参加を証明できるものが必要です。
・事業所内で同一の資格を持っている者がいる場合は対象外です。

■製造業者の水道料金の一部補助　309万円

工業振興を図るため、製造業者が負担する水道料金の一部を補助します。

【補助内容】
1月～12月の給水量が1,000㎥を超えた部分に対し1㎥当たり60円を補助します。

■中小企業者等の販路拡大へ補助　30万円

町内の中小企業者等が行う自社製品の販路開拓に補助します。

【補助対象者】
自社製品の販路拡大を目的とした事業を行う町内の中小企業者等※
※「中小企業者等」とは、中小企業者・農林漁業者・漁業協同組合・農業協同組合　など
【補助内容】
中小企業者等が自社製品の商談を目的とした見本市等に参加する経費のうち、補助対象経費の1/2を上限として最高10万円まで補助します。
(**対象経費**) 出展料、会場設営費、運搬費、資料作成費、旅費　など

■中小企業融資貸付事業　4,000万円
(町預託金：4,000万円)

町内の中小企業者の円滑な資金運営のため、事業資金を低金利で融資します。融資制度資金等の原資として金融機関へ預託します。金融機関の審査により融資を行います。

〈**中小企業特別融資貸付**〉　融資枠 7億円
町預託金　4,000万円
金融機関　6億6,000万円

■中小企業経営安定支援基金　1,000万円

小規模事業者に対する長期貸付が実行されるまでの間、「つなぎ融資」として貸付けを行います。

■中小企業者持続化支援事業　190万円

中小企業の振興を促進するため、中小企業者等の収益増加に生きる投資や設備改修費用等に対して助成します。

【助成対象者】以下のすべてを満たしていること
・町内で1年以上営業している中小企業者
・町税の滞納がない者
・経営計画を策定している者※
※中小企業診断士等が作成に加わり、商工会による認定が必要
【助成要件】
収益増加につながる設備の導入・更新、 店舗内装等に関する対象経費の総額が50万円以　上の場合
【助成金額】
・一般　助成対象経費の1/3(限度額30万円)
・事業承継者※ 助成対象経費の1/2(限度額100万円)
※4親等以上の者へ承継される場合に限ります。

■離島プロパンガス補助事業　50万円
（道費：21万円）

離島地区のプロパンガス価格安定のため、事業者に対し海上輸送費を補助します。

■6次産業化に向けた取組みに補助　100万円

農林漁業の6次産業化に向けた取り組みに対して補助します。

■社宅の建設に助成　500万円

町内に従業員用の住宅を建設する個人または法人に対しその費用の一部を助成します。

【助成対象者】

次の要件を満たすもの。
・税等公共料金の滞納がない
・暴力団員でない

【助成内容】 社宅の建設に要した工事費の一部を助成(地質調査・設計費・工事管理費・外構工事費を含む)。

【助成金額】

建設地区	建設業者の住所	1戸あたりの助成限度額	
		25m²以上45m²未満	45m²以上
離島地区以外	町内	500千円	1,000千円
	上記以外	250千円	500千円
離島地区	要件なし	1,500千円	2,500千円

○観光の振興

■羽幌町観光協会への補助　1,789万円
（まちづくり応援基金：5万円）

観光を通して町のPRを図るため､運営及び事業経費に対して補助します。

〈主な内容〉
・事務局運営費
・観光案内所運営経費、観光リーフレット制作
・はぼろ花火大会（7/27）
・はぼろ秋祭り（10月）など各種イベントの開催

■甘エビまつり事業への補助　600万円
（まちづくり応援基金：50万円）

6/23に開催される第9回はぼろ甘エビまつり事業に補助します。

■離島観光振興促進プロジェクト実行委員会事業への補助　378万円
（まちづくり応援基金：185万円）

謎解き宝探し、フォトコンテスト開催のほか、訪日インバウンド商談会への出店をはじめとするインバウンド誘客推進事業に補助します。

■観光誘客推進事業　173万円
（国費：10万円）

観光客入込人数の増加を図るため、各種観光誘客プロモーションを実施します。実施場所や時期などは羽幌町観光協会とも連携し、最も効果的なPRを計画的に推進します。

■観光協会支部への補助　345万円
（まちづくり応援基金：50万円）

天売島・焼尻島で実施されるイベント等の経費の一部を補助します。

〈主な内容〉
・天売ウニまつり(7/20､21)､天売島マップ作成 ほか
・焼尻めん羊まつり（8/3、4） ほか

■地域おこし協力隊事業　1,916万円

都市住民を地元に受け入れ、地域おこし活動や農林漁業の応援などに従事し、交流人口の増加や移住・定住者増加に向けた活動を展開します。

29年度から、自然環境保全等推進業務を行う協力隊員を北海道海鳥センターに1名、天売高等学校の生徒募集や生徒のサポートを行う協力隊員を天売地区に1名、離島の魅力発信を行い交流人口の増加を図る目的とした観光業務を担当する協力隊員を天売地区に1名、めん羊牧場と大学などの専門機関との連携や、めん羊の飼育支援を担当する協力隊員を焼尻島に1名配置しています。

■はぼろ温泉サンセットプラザの管理・運営　5,080万円

（地方債：2,090万円・まちづくり事業基金：559万円）

はぼろ温泉サンセットプラザ（いきいき交流センター）の管理運営は、現在、民間事業者による指定管理が行われています。

〈指定管理者〉　株式会社アンビックス
〈平成31年度指定管理料〉　2,400万円
〈大規模改修※〉　2,680万円
正面玄関ネオンサイン改修工事、
送迎バス更新　ほか
※指定管理により管理運営を行っていますが、建物や設備の大規模な改修は町が行うこととなっています。

■合宿等誘致事業　125万円

町外の文化・スポーツ団体が当町で実施した合宿及び町外に所在する高等学校、大学、専修学校が行った教育旅行の際の宿泊料の一部等を補助し、地域の活性化を図ります。

■ビーチバレーボール大会の開催補助　39万円

サンセットビーチＣＵＰビーチバレー大会の開催経費の一部を補助します。

■はぼろバラ園の運営管理・整備　1,407万円

（地方債：120万円）

・施設の運営管理　898万円
光熱水費、施設管理人経費のほか、維持管理経費

・施設整備　487万円
植栽技術指導委託、
公衆トイレ洋式化工事　ほか

・町民ボランティアとの協働による栽培管理　22万円
バラ園の栽培管理や活用促進を羽幌町と町民ボランティアの参画による協働により推進していく体制を構築して町民の交流促進、地域活性化を図ります。

■サンセットビーチの運営管理・整備　2,627万円

・施設の運営管理　908万円
光熱水費のほか、維持管理経費
開設期間の維持管理、運営は民間に委託し実施

・施設の整備　1,719万円
海岸漂着物の処理、照明器具取替　ほか

■天売・焼尻自然公園の施設運営管理・整備　596万円

・自然公園施設の維持管理
光熱水費のほか、維持管理経費。草刈やトイレ清掃などは民間に委託して実施します。

【雇用の創出を支援します】

○勤労者対策の推進

■求職者を雇用する事業所へ助成　756万円

（地方債：750万円）

雇用の拡大、定住の促進を図るため、新たに求職者(羽幌町民)を雇用する事業者に対し、経費の一部を助成します。

【助成対象者】
①羽幌町民を正社員又は常用パート社員として雇用し常勤労働者数が増加した事業所
②羽幌町民の常用パート社員を正社員として正規雇用した事業所
※雇用した者の1週間所定労働時間が35時間未満の場合は対象外となります。

【助成金額】
①正社員を雇用してから1年経過するごとに36万円（雇用した正社員が障がいを持つ方または新卒者等（※）の場合は48万円）を交付します。【3年限度】
②常用パート社員を雇用してから1年経過で12万円（雇用した常用パート社員が障がいを持つ方または新卒者等（※）の場合は18万円）を交付します。【1年限度】
（※）新卒者等･･･学校教育法に規定する学校・専修学校等を卒業後3年以内の者

■季節労働者の援護事業　158万円

冬期間の季節労働者の雇用対策として、公共施設の除排雪業務を委託して行います。

■企業等との連携を促進　120万円

企業や学校が有する専門的知識や技術を当町が有する様々な資源に有効活用することで、地域の活性化を図ります。

〈主な内容〉　包括連携協定を結んでいる、札幌ベルエポック製菓調理専門学校と当町の特産品を活用した商品開発や食の分野における担い手の育成などの取組を実施　など

■勤労者福祉事業への補助　11万円

勤労者の福祉事業の推進や労働条件の改善等の事業を実施している連合北海道羽幌地区連合会の事業運営に係る経費の一部を補助します。

■勤労者施設等の維持管理　336万円

・勤労者研修センター　95万円
・勤労青少年ホーム　241万円
運営管理費、ホームタンク修繕　など

■移住就業支援事業（新規）　　100万円（国費：50万円、道費：25万円）

人口の東京一極集中の是正と、地方の中小企業等の担い手不足への対処として、国、道、市町村が連携して行う事業です。東京圏から地方へ転出して就業された方に対し、移住に要する費用などの負担軽減のため、支援金を給付します。

【対象要件】

・東京23区に5年以上在住又は条件不利地を除く東京圏に5年以上在住し、5年以上東京23区へ通勤していた方
・事業の詳細が公表された後に東京圏以外の道府県へ移住し、移住地やその周辺地域に就業した方
・支援金の申請時において移住後３ヶ月以上１年未満の方
・就業先は北海道が支援金の対象としてマッチングサイトに求人情報を掲載した中小企業等であること
・申請日から５年以上継続勤務する意思を有していること（申請書内で確認）
・週20時間以上の無期雇用契約に基づき就業し、申請時に連続して３ヶ月以上在職

【 快適な住環境を整備します 】

○住環境の整備

■空き家の有効活用･解体へ補助　　1,500万円（地方債：1,500万円）

空き家を有効活用することで、移住定住の推進及び良好な住環境を確保します。

【補助対象者】
①空き家を購入し改修する移住世帯、一般世帯
②空き家を貸与するための改修をする所有者等
③空き家を借用し改修する移住世帯、一般世帯
④地域住民の交流の場を設けることを目的に空き家を改修する町内に住所を有する地域おこし団体
⑤空き家を解体する所有者等

【補助内容】
①の場合は、改修費に1/2を乗じた額以内で50万円を限度として補助
②③④の場合は、改修費に1/2を乗じた額以内で25万円を限度として補助
⑤の場合は、解体費に1/2を乗じた額以内で50万円を限度として補助
※工事の施工は町内に住所を持つ建設業者による。

■民間賃貸集合住宅建設に助成　　1,600万円

町内の住宅不足解消のため、賃貸集合住宅を建設する方に対し、その費用の一部を助成します。

【助成対象者】
新たに賃貸住宅を建設する個人又は法人で、次の要件を満たすもの。
・毎月の家賃限度額を条例で定める額とする
・税等公共料金の滞納がない
・暴力団員でない

【助成内容】　賃貸住宅の工事費の一部を助成
※賃貸住宅の要件　1棟あたり2戸以上の賃貸契約を締結し、条例に定める要件に該当するもの。

【助成金額】

建設地区	建設業者の住所	1戸あたりの助成限度額	
		25m²以上45m²未満	45m²以上
離島地区以外	町内	1,000千円	2,000千円
	上記以外	500千円	1,000千円
離島地区	―	3,000千円	5,000千円

■町営住宅の建替・解体　　1億1,072万円
（国費：4,563万円・地方債：5,480万円）

住宅マスタープラン、公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した町営住宅の建替整備、解体を進めます。

〈建替整備〉　幸町団地（2棟4戸）
〈解体〉　幸町団地（1棟7戸）

■町営住宅移転費用の補助　　38万円

建替えに伴い、既存住宅に入居している方の移転費用を補助します。

■町営住宅の維持管理・改修　　7,369万円

町内各町営住宅を適正に管理するとともに、計画的な改修を行い、良好な住環境の維持管理を図ります。

〈主な内容〉
・維持管理　1,678万円
・老朽箇所の改修等　4,240万円
　北4条団地外部塗装ほか
・町営住宅等整備基金積立金　1,451万円

【良好な生活環境の維持を図ります】

○環境衛生の充実

■羽幌町外2町村衛生施設組合負担金
1億4,322万円
（地方債：1,750万円）

苫前町・羽幌町・初山別村の3町村で運営している羽幌町外2町村衛生施設組合に対し負担金を支払います。

〈主な経費〉
・一般管理費等　4,020万円
・一般廃棄物処理施設費　7,359万円
・火葬場施設費　1,001万円
・一般廃棄物処理施設整備費　1,942万円

■し尿処理および浄化槽汚泥処理　　5,850万円
（苫前・初山別負担金：1,951万円・し尿処理手数料等：1,588万円）

汲み取り式トイレなどから出されるし尿の収集運搬を適正かつ円滑に行うため、町内の事業者に委託し、良好な環境を保ちます。また、収集したし尿および浄化槽汚泥は羽幌浄化センターで下水とともに一括処理します。
〈主な内容〉
・し尿収集運搬業務　・し尿処理手数料等徴収業務
・し尿前処理施設の運転管理、沈砂処理、活性炭交換

■霊園施設管理事業（新規）　　150万円

羽幌町霊園内に設置している街灯を補修します。

■火葬場施設管理事業（新規）　　18万円

天売・焼尻火葬場の保守点検を実施します。

■廃棄物収集処理体制整備事業（新規）　　74万円

ゴミステーションを新たに製作します。

■ごみ収集・搬入業務の実施　　6,591万円
（一般廃棄物処理手数料等：2,246万円）

各家庭などから出されるごみの収集・運搬を適正かつ円滑に行うため、町内の民間業者に委託し、良好な環境を保ちます。

〈主な内容〉
・ごみ収集運搬業務　・離島資源ごみの搬入
・布類の特別収集（年2回）　・ごみ袋の制作、販売

■旧産業廃棄物埋立処分場の適正化
7,680万円

旧産業廃棄物埋立処分場に超過して埋立された廃棄物を適正に処理するため、新たな処分場を建設します。

〈事業計画〉
・平成30～31年度　処分場建設工事
・平成32～34年度　廃棄物の移設埋立
・平成35～36年度　水質検査等モニタリング調査
・平成36年度　処分場閉鎖

【 利便性・安全性の高い交通体系の構築を図ります 】

○交通安全対策

■交通安全に関する活動　214万円

交通安全に関する啓発、各種活動を実施します。
・交通安全指導員の出動経費
・交通安全に関する啓発、情報提供等
・交通安全協会への補助
・交通安全指導員協議会への補助
・交通安全運動推進協議会への補助

○交通輸送体系の充実

■町内循環バス「ほっと号」の運行　520万円
（交通対策事業基金：520万円）

町内の交通空白地帯と市街地を結ぶ循環バスを運行します。沿岸バス株式会社に対し、運行経費（運賃収入除く）を支払います。

〈運行回数〉
1日4便（所用時間約30分）
※ただし、土曜・日曜・祝日、年末年始(12/29-1/2)は運休。

〈運賃〉
・中学生以上　100円
・小学生　50円
・小学生未満　無料
※町が発行する無料乗車券の提示者も無料で乗車できます。
（対象者等詳しくはP9をご覧ください）
※発行日から2カ月間有効の定期券（1,000円）もあります。

■ほっと号バス停標識更新（新規）　128万円
（交通対策事業基金：128万円）

老朽化により腐食等がひどい標識を更新します。

■離島航路欠損補助　4,916万円
（交通対策事業基金：882万円ほか）

離島住民の生活航路確保のため、運営事業者に対して財政支援するとともに、事業収支の欠損を補助し、フェリーの円滑な運航を維持します。

・離島航路運行補助　507万円
・航路事業欠損補助　4,409万円

■地方バス通学定期運賃の補助　28万円
（交通対策事業基金：28万円）

沿岸バスを利用して高校へ通学する生徒に対し、定期券を購入する際の費用の一部を補助します。

■地方バス路線維持費の補助　928万円
（交通対策事業基金：928万円）

町民に必要不可欠な路線バスの運行を維持するため、沿岸バス株式会社に対し、費用の一部を補助します。

・路線維持管理補助　928万円

■羽幌港連絡バスの運行　179万円
（交通対策事業基金：179万円）

フェリーターミナルと沿岸バス本社ターミナルを結ぶシャトルバスを運行します（運賃：大人200円、小学生以下100円）。沿岸バスに対し運行経費（運賃収入除く）を支払います。

■離島航路旅客運賃の割引補助　293万円
（交通対策事業基金：58万円ほか）

離島住民の生活交通費軽減のため、フェリー運賃を割引します。
4月のフェリー検査期間の高速船料金（急行料金）の全額割引に加えて、ほかの期間についても高速船料金（急行料金）を3割引とします。

■スクールバスの運行　3,033万円

築別や中央方面に住んでいる児童生徒の通学時の送迎や、地域住民の方々の交通手段としてスクールバスを沿岸バス株式会社へ委託して運行します。

○道路網の整備

■橋りょう長寿命化のための修繕　6,140万円
（国費：1,975万円・地方債：3,790万円）

平成25年度に策定した修繕計画に基づき、危険性や利用率などの緊急性の高いものを選定して計画的に修繕します。

・竹内橋補修工事
・寿3線橋補修工事
・豊水橋補修設計業務
・橋梁個別施設計画策定業務

■道路維持管理事業　1億2,896万円
（国費：1,441万円）

町道を適正に維持管理するため、道路パトロールや路面清掃、橋りょう・街路樹等の管理などのほか、補修などの業務を民間事業者に委託して実施します。

〈主な経費〉
・道路維持管理、舗装補修委託ほか　6,330万円
・南6条通及び
　南6丁目通甲舗装修繕工事　4,482万円
・南5条通側溝整備工事　1,414万円
・町道街路灯補修工事　670万円

■除排雪事業　2億1,452万円
（国費：1,567万円・地方債：6,800万円）

冬期間の生活・交通環境を確保するため、町道の除排雪作業を実施します。
羽幌町の除排雪作業は、市街地区をはじめ町内の除雪計画路線すべてにおいて、それぞれ民間事業者に委託して実施します。

〈主な経費〉
・除雪作業車の購入　8,769万円
・除排雪業務委託料、
　車両等の維持管理費　1億2,683万円

※除雪延長　128.8km
（車道 112.9km・歩道 15.9km）

○港湾の整備

■国直轄港湾整備事業　6,000万円
（地方債：6,000万円）

国の直轄事業により、羽幌港の港湾施設整備を行います。

・岸壁の改良、防波堤の改修　ほか

■港湾施設の維持管理　2,879万円

町が管理する港湾敷地や港湾施設を適正に維持管理するほか、必要箇所の補修等を行います。

【関連施設】
羽幌港、天売港、焼尻港、旅客上屋、港湾敷地等

〈主な経費〉
・一般維持管理　425万円
・港湾施設改修　954万円
　羽幌港浜町船揚場係船環設置工事
　天売港係船柱設置工事
　焼尻港転石除去業務　ほか
・羽幌港浚渫委託　1,500万円
　港湾内などに堆積した土砂の除去

○河川の整備

■河川の維持管理　1,269万円

町が管理する河川を適正に維持管理するほか、必要箇所の補修等を行います。

〈主な経費〉
・一般維持管理、補修工事ほか　203万円
・福寿川護岸整備測量設計業務　1,066万円

【 上水道・簡易水道の安定的な供給と、安全性確保を図ります 】

○上水道の整備

■上水道施設の管理　2億5,564万円

安全・安心な水道水を安定供給するため、上水道施設の管理運営を行うほか、施設維持に必要な改修工事等を行います。
上水道施設（浄水場、ポンプ場、取水施設、配水池）の管理運営を民間事業者に委託して行います。

〈主な経費〉
・事業運営管理費　1億6,677万円
・上水道施設運営管理委託料　2,544万円
・施設維持管理、改修　など　6,343万円

■量水器の取替　2,879万円

有効期限8年を経過している量水器500カ所を交換します。

○簡易水道の整備

■簡易水道施設の管理運営　1,922万円

簡易水道施設の管理運営を行うほか、施設維持に必要な改修工事等を行います。

〈主な経費〉
・施設運営管理費　1,512万円
・施設設備整備・改修、天売浄水場テレメーター系更新工事　ほか　410万円

■量水器の取替　344万円

天売・焼尻地区で有効期限8年を経過した量水器を交換します。（天売31カ所、焼尻16カ所）

【 公共下水道や合併処理浄化槽の整備により、水洗化を促進します 】

○下水道の整備

■下水道建設事業　6,006万円
（国費：2,100万円・地方債：2,250万円）

道路などの雨水や雪解け水が流れる雨水管の整備を行います。

■下水道施設の管理　1億459万円

下水道施設（浄化センター・ポンプ場）を安定稼働させるために日常の巡視点検・定期点検を行います。
各施設の業務、維持管理は民間事業者に委託し、また、老朽化した施設の機器更新や部品交換等を行います。

〈主な経費〉
・各施設の運営管理費　9,124万円
・下水道接続補助金等　360万円
・施設設備、機器等改修　975万円

■合併処理浄化槽の整備　165万円
（国費：61万円）

下水道計画区域を除く町内全域を対象に合併処理浄化槽の普及促進を図るため、設置者に対し工事費の一部を補助します。

〈対象地域〉
公共下水道が整備されていない地域
※天売・焼尻・築別・上築・曙・寿町の一部・中央平・上羽幌・高台・汐見地区
〈補助対象者〉
個人の専用住宅で処理対象人員10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する方
〈補助金限度額〉
・5人槽　35万2千円（離島地区 41万1千円）
・6,7人槽　44万1千円（離島地区 51万4千円）
・8～10人槽　58万8千円（離島地区 68万6千円）

合併処理浄化槽設置後は・・・
定期的な保守点検と清掃、法定検査が義務付けられていますので必ず実施してください。

水洗便所改造等補助金をご活用ください！

平成31年度までは処理区域になってから3年を過ぎていても補助対象になります。

平成14年に供用開始となった当町の公共下水道は平成31年2月末で4,147人の方が接続し利用しています。より多くの方に接続いただくため、対象期間の延長など補助制度の見直しを行っていますので、この機会に有効にご活用ください。

〈平成31年度予算額〉
水洗便所改造等補助金　345万円

〈補助の対象・交付金額〉

世帯区分	水洗便所･排水工事を同時に行う場合	し尿浄化槽(合併･単独)･排水工事を同時に行う場合
一般世帯	20万円	10万円
高齢者･低所得者	30万円	15万円
集合住宅	30万円	15万円
社宅･貸家(一軒家)	15万円	7万5千円

【町民が安心して暮らせる防災・消防体制を確立します】

○防災体制の充実

■防災用資材購入　200万円

万が一の災害に備え、防災用資材を購入します。
〈主な内容〉
・毛布、発電機、ストーブ、備蓄用食品　ほか

○消防体制の充実

■北留萌消防組合負担金　2億6,915万円
（地方債：180万円）

苫前町・羽幌町・初山別村・遠別町・天塩町・幌延町の6町村で運営する北留萌消防組合に対し負担金を支払います。

〈主な経費の羽幌町負担分〉
・消防本部、議会等経費　1,915万円
・消防署運営費、人件費　2億474万円
・消防団運営費、人件費　2,529万円
・施設等経費　1,997万円

〈施設等経費の新規事業〉　300万円
・固定型小型動力ポンプ更新（焼尻消防団）

○犯罪の防止

■防犯灯の管理　546万円

防犯灯を適正に管理し、通行の安全確保と犯罪防止に配慮した環境を整えます。

〈主な経費〉　電気代、補修費　など

■防犯協会連合会負担金　10万円

地域に根ざした防犯活動へ負担金を支出します。

■暴力追放運動推進協議会負担金　11万円

暴力追放運動推進のために負担金を支出します。

○消費生活の保護

■消費生活安全対策の事業　25万円

〈主な内容〉
・羽幌消費者協会への補助　17万円
（資源ごみ(布類)収集、燃料価格調査等への補助）
・消費者被害防止研修会参加等　8万円